

会 議 録

会議の名称	第1回枚方市立楠葉・津田生涯学習市民センター・図書館指定管理者選定委員会 第1回枚方市立御殿山・菅原生涯学習市民センター・図書館指定管理者選定委員会 第1回枚方市立蹉跎・牧野生涯学習市民センター・図書館指定管理者選定委員会
開催日時	令和4年7月9日(土) 13時00分から 16時00分まで
開催場所	Web会議（枚方市役所別館4階 特別会議室）
出席者	会 長：本多 重夫 委員 副会長：服部 純子 委員 委 員：渥美 公秀 委員、萩原 雅也 委員、原田 隆史 委員
欠席	なし
案 件 名	<p>【枚方市立楠葉・津田生涯学習市民センター・図書館指定管理者選定委員会】</p> <p>(1) 会長、副会長の選任について</p> <p>(2) 委員会の運営について</p> <p>(3) 枚方市立楠葉・津田生涯学習市民センター・図書館 指定候補者選定について</p> <p style="padding-left: 20px;">①枚方市立楠葉・津田生涯学習市民センター・図書館の施設の概要及び管理運営状況について</p> <p style="padding-left: 20px;">②枚方市立楠葉・津田生涯学習市民センター・図書館の指定管理者募集要項、基本仕様書について</p> <p style="padding-left: 20px;">③枚方市立楠葉・津田生涯学習市民センター・図書館の指定管理者選定基準について</p> <p>(4) プレゼンテーションの実施方法について</p> <p>(5) その他</p> <p>【枚方市立御殿山・菅原生涯学習市民センター・図書館指定管理者選定委員会】</p> <p>(1) 会長、副会長の選任について</p> <p>(2) 委員会の運営について</p> <p>(3) 枚方市立御殿山・菅原生涯学習美術センター・図書館 指定候補者選定について</p> <p style="padding-left: 20px;">①枚方市立御殿山・菅原生涯学習市民センター・図書館の施設の概要及び管理運営状況について</p> <p style="padding-left: 20px;">②枚方市立御殿山・菅原生涯学習市民センター・図書館の指定管理者募集要項、基本仕様書について</p> <p style="padding-left: 20px;">③枚方市立御殿山・菅原生涯学習市民センター・図書館の指定管理者選定基準について</p> <p>(4) プレゼンテーションの実施方法について</p> <p>(5) その他</p> <p>【枚方市立蹉跎・牧野生涯学習市民センター・図書館指定管理者選定委員会】</p> <p>(1) 会長、副会長の選任について</p> <p>(2) 委員会の運営について</p>

	<p>(3) 枚方市立蹉跎・牧野生涯学習市民センター・図書館 指定候補者選定について</p> <p>①枚方市立蹉跎・牧野生涯学習市民センター・図書館の施設の概要及び管理運営状況について</p> <p>②枚方市立蹉跎・牧野生涯学習市民センター・図書館の指定管理者募集要項、基本仕様書について</p> <p>③枚方市立蹉跎・牧野生涯学習市民センター・図書館の指定管理者選定基準について</p> <p>(4) プレゼンテーションの実施方法について</p> <p>(5) その他</p>
提出された資料等の名称	<p>【枚方市立楠葉・津田生涯学習市民センター・図書館指定管理者選定委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料1 諮問書（写し） ・資料2 枚方市立楠葉・津田生涯学習市民センター・図書館指定管理者選定委員会委員名簿 ・資料3 枚方市立楠葉生涯学習市民センター・楠葉図書館及び津田生涯学習市民センター・津田図書館の施設の概要及び管理運営状況について ・資料4 枚方市立楠葉生涯学習市民センター・楠葉図書館及び枚方市立津田生涯学習市民センター・津田図書館指定管理者募集要項（案） ・資料5 枚方市立楠葉生涯学習市民センター・楠葉図書館及び枚方市立津田生涯学習市民センター・津田図書館管理運営業務基本仕様書（案） ・資料6 楠葉生涯学習市民センター・楠葉図書館及び枚方市立津田生涯学習市民センター・津田図書館 指定管理者選定基準（案） ・資料7 第2回 枚方市立楠葉・津田生涯学習市民センター・図書館指定管理者選定委員会の進行について <p>【枚方市立御殿山・菅原生涯学習市民センター・図書館指定管理者選定委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料1 諮問書（写し） ・資料2 枚方市立御殿山・菅原生涯学習市民センター・図書館指定管理者選定委員会委員名簿 ・資料3 枚方市立御殿山生涯学習美術センター・御殿山図書館及び枚方市立菅原生涯学習市民センター・菅原図書館の施設の概要及び管理運営状況について ・資料4 枚方市立御殿山生涯学習美術センター・御殿山図書館及び枚方市立菅原生涯学習市民センター・菅原図書館指定管理者募集要項（案） ・資料5 枚方市立御殿山生涯学習美術センター・御殿山図書館及び枚方市立菅原生涯学習市民センター・菅原図書館管理運営業務基本仕様書（案） ・資料6 枚方市立御殿山生涯学習美術センター・御殿山図書館及び枚方市立菅原生涯学習市民センター・菅原図書館 指定管理者選定基準（案） ・資料7 第2回 枚方市立御殿山・菅原生涯学習市民センター・図書館指定管理者選定委員会の進行について <p>【枚方市立蹉跎・牧野生涯学習市民センター・図書館指定管理者選定委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料1 諮問書（写し） ・資料2 枚方市立蹉跎・牧野生涯学習市民センター・図書館指定管理者選定委員会委員名簿 ・資料3 枚方市立蹉跎生涯学習市民センター・蹉跎図書館及び牧野生涯学習市民センター・牧野図書館の施設の概要及び管理運営状況について ・資料4 枚方市立蹉跎生涯学習市民センター・蹉跎図書館及び枚方市立牧野生涯学習市民センター・牧野北分館・牧野図書館指定管理者募集要項（案） ・資料5 枚方市立蹉跎生涯学習市民センター・蹉跎図書館及び牧野生涯学習市民センター・牧野北分館・牧野図書館管理運営業務基本仕様書（案） ・資料6 枚方市立蹉跎生涯学習市民センター・蹉跎図書館及び枚方市立牧野生涯学習市民センター・牧野図書館 指定管理者選定基準（案） ・資料7 第2回 枚方市立蹉跎・牧野生涯学習市民センター・図書館指定管理者選

	<p style="text-align: center;">定委員会の進行について</p> <p>【 共 通 資 料 】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料 8 枚方市立生涯学習市民センター条例 ・資料 9 枚方市立生涯学習市民センター条例施行規則 ・資料 10 枚方市立図書館条例 ・資料 11 枚方市立図書館条例施行規則 ・資料 12 枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程(抜粋)/枚方市情報公開条例(抜粋) ・資料 13 枚方市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例 ・資料 14 枚方市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則 ・資料 15 地方自治法(抜粋・第 244 条の 2)
決 定 事 項	<p>【枚方市立楠葉・津田生涯学習市民センター・図書館指定管理者選定委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会長に本多委員、副会長に服部委員を選任することを決定。 ・ 会議は非公開。会議録は作成の上、本委員会答申後に公開することを決定。 ・ 枚方市立楠葉生涯学習市民センター・楠葉図書館及び枚方市立津田生涯学習市民センター・津田図書館指定管理者募集要項(案)については「5. 提案上限額」の評価の割合を会長一任とし、その他については原案どおりとすることを決定。枚方市立楠葉生涯学習市民センター・楠葉図書館及び枚方市立津田生涯学習市民センター・津田図書館管理運営業務基本仕様書(案)については、「5. 関係法令等の遵守」の「【参考：主な関係法令一覧】」に「文化芸術基本法」を追加の上、原案どおり確定することを確認。 ・ 楠葉生涯学習市民センター・楠葉図書館及び津田生涯学習市民センター・津田図書館 指定管理者選定基準(案)について、評価の割合を会長一任とし、その他については原案どおりとすることを決定。 <p>【枚方市立御殿山・菅原生涯学習市民センター・図書館指定管理者選定委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会長に本多委員、副会長に服部委員を選任することを決定。 ・ 会議は非公開。会議録は作成の上、本委員会答申後に公開することを決定。 ・ 枚方市立御殿山生涯学習美術センター・御殿山図書館及び菅原生涯学習市民センター・枚方市立菅原図書館指定管理者募集要項(案)については「5. 提案上限額」の評価の割合を会長一任とし、その他については原案どおりとすることを決定。枚方市立御殿山生涯学習美術センター・御殿山図書館及び枚方市立菅原生涯学習市民センター・菅原図書館管理運営業務基本仕様書(案)については、「5. 関係法令等の遵守」の「【参考：主な関係法令一覧】」に「文化芸術基本法」を追加の上、原案どおり確定することを確認。 ・ 御殿山生涯学習美術センター・御殿山図書館及び菅原生涯学習市民センター・菅原図書館 指定管理者選定基準(案)について、評価の割合を会長一任とし、その他については原案どおりとすることを決定。 <p>【枚方市立蹉跎・牧野生涯学習市民センター・図書館指定管理者選定委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会長に本多委員、副会長に服部委員を選任することを決定。 ・ 会議は非公開。会議録は作成の上、本委員会答申後に公開することを決定。 ・ 枚方市立蹉跎生涯学習市民センター・蹉跎図書館及び牧野生涯学習市民センター・枚方市立牧野図書館指定管理者募集要項(案)については「5. 提案上限額」の評価の割合を会長一任とし、その他については原案どおりとすることを決定。枚方市立蹉跎生涯学習市民センター・蹉跎図書館及び枚方市立牧野生涯学習市民センター・牧野図書館指定管理運営業務基本仕様書(案)については、「5. 関係法令等の遵守」の「【参考：主な関係法令一覧】」に「文化芸術基本法」を追加の上、原案どおり確定することを確認。 ・ 蹉跎生涯学習市民センター・蹉跎図書館及び牧野生涯学習市民センター・牧野図書館指定管理者選定基準(案)について、評価の割合を会長一任とし、その他については原案どおりとすることを決定。
会議の公開、非公開の別及び非公開の理由	<p>非公開</p> <p>枚方市情報公開条例第 5 条第 6 号に規定する非公開情報が含まれる事項について審議・調査等を行うため。</p>

会議録の公表、非公表の別及び非公表の理由	本委員会の答申後に公開
傍聴者の数	2人
所管部署 (事務局)	文化生涯学習課・中央図書館

※会長、副会長の発言について、会長、副会長の立場からの発言は発言者名を「会長」又は「副会長」、それ以外は「委員」と表記する。

審議内容

第1回 枚方市立楠葉・津田生涯学習市民センター・図書館指定管理者選定委員会

開会 13時00分

(事務局) ただいまから、第1回枚方市立楠葉・津田生涯学習市民センター・図書館指定管理者選定委員会を開会します。本委員会の会長が選任されるまでの間、私のほうで委員会の進行をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、本日、本委員会に対し、枚方市長、枚方市教育委員会から諮問書が提出されております。ただいま、画面上に諮問書の原本が表示されていると思います。皆様にも、**資料1**として、その写しをお配りしております。

本委員会は、この諮問に応じ、指定候補者の選定に関しまして、調査、審議し、答申を行っていただくために設置した委員会でございます。なお、本委員会の諮問対象である枚方市立生涯学習市民センターと枚方市立図書館につきましては、複数の施設を一つの指定管理者に一体的に管理運営させようとするものでございます。こうしたことから、生涯学習市民センターを所管する市長と、図書館を所管する教育委員会それぞれから諮問しているところでございます。委員の皆様におかれましては、枚方市長、枚方市教育委員会の諮問に応じ、申請団体・事業者が提案してまいります事業計画書などの内容について、管理運営に当たっての費用・効果・管理能力など、総合的に各申請団体を比較検討し、委員会で評価いただくことにより、最も得点が高い団体を指定候補者として、御答申いただくものでございます。

本日を第1回とし、御答申をいただくまで全3回、御審議をいただく予定としておりますので、よろしくお願いいたします。なお、本日の出席委員は5名で、全員の御出席をいただいております。本日の会議が成立している旨、御報告させていただきます。

次に、配付資料の確認をさせていただきます。

本日の資料は、**資料1**から**資料15**、そして**参考資料1**から**参考資料5**となります。続きまして、本日の委員会運営につきまして、事務局から御提案させていただきます。

委員会の運営におきましては、条例により、それぞれの委員会ごとに案件を御審議、御決定いただくことが原則となっております。

しかしながら、本日は、3つの委員会を開催予定であり、時間的にもかなりタイトなものとなっております。そこで、会議の効率的な進行の観点から、各委員会の会長・副会長の選任や、会議の公開・非公開の決定、プレゼンテーションの実施方法など、それぞれの委員会で重複する基本的な事項の決定につきましては、現在、進行している「楠葉・津田」の決定事項を踏襲することとし、実質的な案件審議を中心に行っていただければと考えますが、意見等はございますでしょうか。

(意見なし)

(事務局) ありがとうございます。御意見もないようですので、それでは、本日の委員会は、申しあげました内容で運営いただくこととさせていただきます。

案件(1) 会長・副会長の選任について

それでは、案件を御審議いただきたいと思います。

まず、「案件(1) 会長、副会長の選任について」でございますが、本委員会には、条例の規定により、委員の皆様方の互選により、会長、副会長を各1名置くこととなっております。事務局といたしましては、本市の公の施設に係る指定管理者選定委員会の例に倣い、適宜、法的、また、財務的な事項に御留意いただきながら、各委員の豊富な知識、御経験によりまして、活発な御議論をお願いしたいと考えております。

そうした観点から、会長を弁護士の本多重夫委員に、副会長を税理士の服部純子委員をお願いしてはどうかと考えておりますが、委員の皆様、いかがでしょうか。御異議がなければ、承認の挙手のほうをお願いできますでしょうか。

(挙手)

ありがとうございます。会長に本多重夫委員、副会長に服部純子委員を選任いただくことを御承認いただきました。

それでは、会長、副会長より、一言御挨拶をいただきたいと思います。

(会長) 僭越ではございますけれども、会長を務めさせていただく本多でございます。専門の先生からの貴重な御意見を賜りまして、枚方市のために、最もよい候補者を選定したいと考えておりますので、よろしく御協力ください。よろしくお願いいたします。

(副会長) ただいま副会長に御任命いただきました服部と申します。本多会長を補佐して、会務の円滑な成功に努力いたしますので、皆様、御協力のほど、よろしくお願いいたします。

(事務局) ありがとうございます。それでは、以降は本多会長に委員会の進行をお願いしたいと思います。本多会長、よろしくお願いいたします。

(会長) よろしくよろしくお願いいたします。

案件(2) 委員会の運営について

(会長) それでは、「案件(2) 委員会の運営について」を議題とさせていただきます。本件について、事務局のほうから説明をお願いいたします。

(事務局) 「案件(2) 委員会の運営について」を御説明いたします。今後、本委員会を進めるに当たり、まず、「会議の公開・非公開」、次に、「会議録の作成方法と公表・非公表」、次に、「会議資料の公表・非公表」、この3点につきまして、御決定いただきたいと思います。資料12「枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程」(抜粋)を御覧いただけますでしょうか。

この規程は、本市における審議会の会議の公開等に関するルールについて、定めたものでございます。

第3条の網掛け部分ですが、本市では、審議会の会議は公開するものとしております。ただし、その下に記載しております(1)から(3)のいずれかに該当する場合は、非公開とすることができる旨を規定しております。また、その下の第2項におきまして、会議を非公開とするときは、この会議において御決定いただく旨を規定しております。事務局といたしましては、これ以降、本委員会で御議論いただく内容につきましては、この第3条の(2)、枚方市情報公開条例第5条に規定する非公開情報が含まれるものと考えております。具体的には、次のページを御覧ください。

本市情報公開条例の抜粋を記載しておりますが、本委員会では、この第5条第6号に該当する情報を審議するものと考えており、会議を「非公開とすることができる」ものと考えております。恐れ入りますが、前のページにお戻りください。

次に、会議録の作成についてですが、規程の第6条第4項にありますように、審議の経過が分かるように、発言内容を明確にして記録するものとされております。これは、委員の皆様の発言内容につきまして、全文筆記または全文筆記に近い要約筆記とすることが求められているものでございます。ただし、発言者名につきましては、個人名を記載せず、単に会長、副会長、委員と表記させていただいてはどうかと考えております。なお、事務局といたしましては、会議録については事務局で作成し、全委員に御確認いただいた上で、答申をいただいた後、公表する扱いとしていただいております。

最後に、委員会の提出資料についてでございますが、こちらにつきましては、ただいま御説明いたしました会議録と同様に、枚方市情報公開条例第5条の規定による非公開情報が含まれるものとして、答申をいただいた後に公表する取扱いとしていただいております。ただ、資料のうち、委員名簿につきましては、資料2を御覧いただけますでしょうか。本市では、公表している現状がございますことから、事務局としましては、資料2に記載されている程度で、委員名と御職業を公表したいと考えております。

なお、公表した場合、応募者が委員に接触する問題が生じる可能性があります。

接触した場合は、その応募者を失格とする要件を設定したいと考えております。事務局からの御説明は以上となります。

(会長) はい、どうもありがとうございます。

ただいまの事務局から委員会の公開等に関する説明に関しまして、委員の先生方から御質問、御意見等がありましたら、御自由に御発言いただけますか。

(意見なし)

(会長) 特にないようですので、お諮りしたいと思います。

本件について、まず、委員会の会議は非公開とし、次に、会議録と委員会の提出資料等は本委員会の答申後に公表とすること、委員名簿については氏名・職業について公表することで御異議ございませんか。念のために、御異議がなければ挙手をお願いできますでしょうか。

(挙手)

(会長) ありがとうございます。御異議なしと認めます。よって、本件については、ただいま申し上げたとおりに決定いたします。会議が非公開と決定されましたので、傍聴者には御退出いただくようにお伝え願えますか。

(傍聴者 退出)

(会長) 次に、委員会の日程等について、事務局のほうから説明をお願いいたします。

(事務局) それでは、委員会の日程等について、御説明させていただきます。

参考資料1「枚方市立楠葉・津田生涯学習市民センター・図書館指定管理者選定委員会の開催日程(案)」を御覧いただけますでしょうか。公募により選定を行っていただく本委員会につきましては、十分な調査、審議を行っていただくため、3日間の日程で開催いただいております。今日は、第1日目として、この後、資料3の「施設の概要及び管理運営状況について」をご説明させていただきます。その後、資料4の「募集要項(案)」、資料5の「仕様書(案)」について、ご説明させていただきます。これらにつきましては、委員の皆様から御意見を頂いた上で、本市において最終決定いたします。次に、資料6の「選定基準(案)」につきまして、ご説明させていただきます。この選定基準は、募集要項や仕様書に基づき作成するもので、委員の皆様から申請団体を評価いただく際の基準となるものでございます。こちらにつきましては、本日、委員の皆様からご意見を頂いた上で確定いただければと考えております。そして最後に、次回の第2回委員会の進行について、ご確認いただく予定としております。

なお、本日の委員会で募集要項等を御確認いただき、本市においてその内容を確定いたしますと、7月19日からホームページ等で配布を行い、現地説明会、質疑応答などを経まして、8月10日から、応募書類の受付を行う予定となっております。申請受付後は、事務局において提出書類の確認等を行った後、委員の皆様からメール等で申請状況などを報告した上、郵送で申請書類一式を送付させていただきます。お手元に届きましたら、申請書類を御確認いただき、第2回委員会でのプレゼンテーションに備えていただければと思います。

続きまして、第2回の委員会では、申請団体によるプレゼンテーションを実施し、第3回の委員会で評価結果をご確認いただきまして、委員の皆様から合議の上、御答申をいただきたいと考えております。

次に、指定管理者制度の概要、また、本委員会の役割等について、御説明させていただきます。

参考資料2「指定管理者制度の概要等について」を御覧ください。まず、1. 指定管理者制度の概要につきましては、記載のとおりとなっております、制度の説明は省略させていただきますので、ご参照のほど、よろしく御願いたします。

次に、資料の下段にまいりまして、指定管理者選定委員会をご覧ください。本委員会でございますが、この指定管理者となる候補者について、申請されてきた団体が適当かどうか、審査、決定いただき、枚方市長、枚方市教育委員会に答申いただくものでございます。本市におきましては、資料に記載のとおり、対象施設ごとに、5名体制で合議体を構成するものとしております。次のページを御覧ください。

本委員会の諮問対象である「枚方市立楠葉・津田生涯学習市民センター・図書館」の選定内容について、記載しております。資料の表、左端の列に、選定方法などの

区分を、真ん中の列に、本施設における選定内容を、また、右端の列には、備考といたしまして、本市における指定管理者制度の運用における原則的な取扱いを、それぞれ記しております。上からまいります、まず、本施設の選定方法といたしましては、指定管理者を「公募」とすることとしております。

次に、指定管理期間につきましては、本市では指定管理期間を原則5年としており、枚方市立楠葉・津田生涯学習市民センター・図書館についても、5年間としております。次に、指定管理料・利用料金制の別につきましては、指定管理料によるものとしております。指定管理者は、本市から支出する委託料をもって、施設の管理運営を行うものとなります。この点については、5年前に、枚方市立楠葉・津田生涯学習市民センター・図書館の指定管理者を選定した際と同様となります。

以上が、本施設の選定に際しての基本的な事項でございます。ご説明は以上となります。

(会長) ただいまの事務局からの説明について、委員の先生方から、ご質問、ご意見等ございましたら、ご発言いただけますでしょうか。

(意見等なし)

(会長) 特にないようですので、次の案件に移らせていただきたいと思います。

案件(3) ①枚方市立楠葉・津田生涯学習市民センター・図書館の施設の概要及び管理運営状況について

(会長) 案件(3)の①枚方市立楠葉・津田生涯学習市民センター・図書館の施設の概要及び管理運営状況について、事務局のほうから説明をお願いいたします。

(事務局) それでは、ご説明させていただきます。恐れ入りますが、資料3を御覧ください。楠葉と津田の2施設につきましては、平成30年4月から指定管理者による管理運営を始めており、今年が導入5年目となります。「1.施設の概要」からご説明いたします。まず、楠葉施設は、市役所北部支所の南側に隣接して昭和57年に開設し、地上3階構造で、1階が図書館、2・3階が生涯学習市民センターとなっております。生涯学習市民センターには、定員100人の大集会室や、定員50人の集会室、料理室などがあり、図書館には書庫を含め蔵書約85,000冊がございます。枚方で本格的に公民館建設が始まった、その先駆けとなった施設でございます、今年で40周年を迎えました。

次に、津田施設でございますが、市役所津田支所の西側に隣接して平成2年に開設し、今年で築32年となります。地上4階構造で、1階が駐車場、2階が図書館、3階・4階が生涯学習市民センターです。生涯学習市民センターには定員200人のホールや、集会室、料理室、プレイルームなどがあり、図書館には書庫を含めて蔵書約10万冊がある状況です。

続きまして、両施設の近年の利用状況について、ご説明いたします。3ページの「3.管理運営状況」をご覧ください。

①楠葉生涯学習市民センターの直近4年間の利用率でございますが、平成30年度が60.5%、令和元年度が57.2%。次のページを御覧ください。令和2年度が45.5%、令和3年度が47.5%となっており、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度以降の利用率は減少している状況でございます。

続きまして、②楠葉図書館でございますが、開館日数は例年、340日前後となっておりますが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で、緊急事態宣言などにより、開館日数が減少しております。また、貸出冊数は、令和2年度については新型コロナウイルス感染症の影響により、前年度より10万冊ほど減少いたしました。令和3年度は約525,000冊と、大幅に増加いたしました。

続きまして、③津田生涯学習市民センターの直近4年間の利用率でございますが、平成30年度が約55.4%、令和元年度が51.7%、令和2年度が39%、令和3年度が40%となっており、楠葉生涯学習市民センターと同様、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度以降の利用率は減少している状況でございます。

続きまして、④津田図書館の貸出冊数は、楠葉図書館と同様に、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で前年度より減少いたしました。令和3年度は約25万冊と、令和元年度の実績より増加いたしました。8ページに、両施設の収支状況

について記載しておりますが、併せてご参照くださいますよう、よろしくお願いたします。資料3による施設概要及び管理運営状況についての説明は以上となります。

(会長) 今の事務局からの説明に対しまして、委員の先生方から、ご質問、ご意見等ございましたら、ご自由に発言いただけますか。

(意見等なし)

(会長) それでは、次に移らせていただきたいと思います。

案件(3) ②枚方市立楠葉・津田生涯学習市民センター・図書館の指定管理者募集要項、基本仕様書について

(会長) 案件(3)の「②指定管理者募集要項と基本仕様書について」を議題とします。本件について、まず、事務局のほうから説明をお願いいたします。

(事務局) それでは、資料4の「募集要項案」及び資料5の「基本仕様書案」に基づき、御説明いたします。募集要項につきましては、指定管理者を指定する際の「申請者の資格」や、提出を求める「申請書類」の内容などといった、ルールや手順を記載した書類となります。また、基本仕様書につきましては、本市が、当該施設の管理運営において、指定管理者に求める業務内容・仕様を記載した書類となります。先ほどご説明いたしましたとおり、本日、これらの内容について、委員の皆様から御意見等を頂き、市におきまして内容を決定し、公募の手続きを進めてまいりたいと考えております。それでは、内容の説明に入らせていただきます。

それでは、まず、資料4を御覧ください。募集要項案から説明させていただきます。

1ページをご覧ください。「1. 対象施設」につきましては、先ほどの説明のとおりでございます。2ページから4ページにかけて、「2. 業務の範囲・内容」を記載しておりますが、ここにつきましては、後ほど「基本仕様書」でご説明させていただきますが、ここでは、※印のある業務については再委託ができないことを明示しております。4ページのほうを御覧ください。「3. 管理の基準」で、休館日・開館時間を定めております。「4. 指定の期間」では、このたびの公募にかかる期間を5年と明記しております。「5. 提案上限額」でございますが、指定管理料の上限を10億7,824万4,000円と定めております。提案上限額につきましては、参考資料3「指定管理料上限額の算定根拠」をご覧くださいながら、説明させていただきます。上限額の算定でございますが、「(1) 人件費」につきましては、平成29年度から令和3年の大阪府の最低賃金の上昇率が年平均2%であったことから、令和4年度の見込額を基準に、年2%を増額して算出しており、5年間の総額は6億8,213万7,261円となっております。「(2) 事業費」につきましては、令和2年度・3年度がコロナの影響により、事業が実施できなかった期間があり、実績が参考にならないため、コロナの影響が少ない、平成30年度と令和元年度の平均の実績額に物価上昇率2%を加味して算出しており、5年間の総額は689万5,185円となっております。次のページをご覧ください。

「(3) 事務経費」につきましては、コロナの影響が少ないことから、原則として平成30年度から令和3年度の実績額の平均額に物価上昇率2%を加味して算出しており、5年間の総額は2億742万7,845円となっております。「(4) 維持管理経費」につきましては、各種点検業務の全てを指定管理者が実施することとなりました、令和元年度から令和3年度までの実績額の平均をベースに、清掃業務、警備業務等の委託業務については、人件費の上昇が見込まれるため、年度ごとに2%上昇するとして算出しております。また、修繕料につきましては、1施設255万円と計上しており、年度ごとに清算いたします。維持管理経費の5年間の総額は、1億7,171万1,785円となっております。「(5) 水道代」につきましては、事業費の算出と同様、令和2年度・令和3年度がコロナの影響で休館等があり、実績が参考にならないため、コロナの影響が少ない、平成30年度と令和元年度の平均の実績額をベースに算出しており、5年間の総額は1,007万1,885円となっております。なお、電気代とガス代につきましては、昨今の世界情勢等により価格が高騰しており、現時点における5年間の算出が困難だと考えるため、指定管理料に含まず、市が実績に

基づき、電気代とガス代を支払うものいたします。

以上、(1) から (5) の合計により、上限額は 10 億 7,824 万 4,000 円となったものです。応募される事業者には、この金額を上限として、それぞれが積算された金額を提案していただくこととなります。

恐れ入ります、[資料4](#)の募集要項の 5 ページにお戻りください。

「6. 行政財産目的外使用許可の取扱い」では、自動販売機等に関することの取扱いに関して説明しております。

「7. 指定管理業務従事者通勤用具の駐車スペースについて」では、指定管理者への駐車場スペースは確保していないこと、「8. 備品等管理区分」では、市の備品等の貸与にかかる取り決め。

6 ページを御覧ください。「9. リスク分担」では、市と指定管理者のリスク分担について書かれており、「10. 提案にあたっての確認事項」は、後ほど「選定基準」において御説明いたします。

8 ページを御覧ください。「11. 指定管理者に付与する権限」では、付与する権限とともに、施設の改修・整備についても触れられています。この中では、生涯学習市民センター及び図書館の魅力アップのための施設・備品等の改修改善提案を求めています。

9 ページから 11 ページにかけて、「12. 経理に関する事項」では、利用料金制度の適用は行わないこと、指定管理業務にかかる経費や収入は他の事業とは別の口座で管理すること、修繕費を年度ごとに 510 万円見積もることや、光熱水費のこと、電話機や業務システムの取扱いなどを定めております。

11 ページ下段から 12 ページ中段にかけて、「13. 申請者の資格」について、「14. 指定管理者の義務」では、枚方市が申請者並びに指定管理者全般に求めている内容を列挙しております。

14 ページの中段から 16 ページ上段にかけて、「15. 提出書類」「16. JV で申請する際の留意事項」で、提出に当たっての確認事項を列挙し、「17. 募集要項・指定申請書・様式等の配布・閲覧」から「18. 現地説明会及び質疑時間」「19. 申請書受付」までにおいて、スケジュールを明示しております。

募集要項等の配布は、7 月 19 日から 9 月 9 日まで、現地説明会は 7 月 25 日、質疑の期間は 7 月 25 日から 8 月 1 日まで。回答の公開は 8 月 10 日から 9 月 9 日まで。そして、申請書の受付も 8 月 10 日から 9 月 9 日までとしております。

18 ページを御覧ください。「20. 選定について」において、本選定委員会の概略を説明しております。「21. 指定について」では、本選定委員会における指定候補者選定結果の答申を受けて、本市が市議会に対し指定候補者を指定管理者とする指定議案を提出し、可決後に指定するという流れを説明しております。「22. 指定管理者指定後の手続等」は、指定管理者と交わす協定書の説明をしております。

20 ページを御覧ください。別表 1 として「リスク分担表」、21 ページに別表 2 として、「管理運営状況一覧表」をつけ、現行の人員体制を左列に上げ、右列に今後の管理運営体制を説明しております。指定管理者が配置する職員（従事者と呼称）体制として、総括責任者、副総括責任者、生涯学習市民センター所長、図書館長、生涯学習業務リーダー、図書館業務リーダー、生涯学習業務サブリーダー、図書館業務サブリーダー、スタッフについて、それぞれ人数、兼務の可否、生涯学習市民センターと図書館それぞれの勤務体制、配置人数を明示しております。なお、各従事者に求めている要件等については、基本仕様書において詳細に説明しております。

22 ページから 28 ページに別表 3 といたしまして、利用・運営・収支状況に係る資料を添付しております。以上が、[資料4](#)「募集要項(案)」に関するご説明となります。

次に、[資料5](#)「基本仕様書(案)」をお開き願います。募集要項と重複する部分がございますので、重ならない部分を中心にご説明させていただきます。2 ページ中段から 5 ページ上段におきまして、「5. 関係法令等の遵守」、「6. 業務実施体制」で従事者の業務内容を記しております。

9 ページをご覧ください。「業務要求事項について」では、生涯学習市民センターと図書館のそれぞれで求める業務の詳細について記しております。「(1) 開館・閉館業務」に始まり、それぞれの専門業務や施設維持管理業務など、多岐にわたって記して

おります。「(2) 生涯学習市民センターサービス業務」におきましては、「①生涯学習市民センター施設の利用許可等」、「②使用料の徴収・還付等の業務」、10 ページにまいりまして、「③イベントチケットの取扱い業務」、「④生涯学習市民センター印刷室、団体ロッカー等の取扱い業務」、「⑤生涯学習市民センター内フリースペースの開放業務」について記しており、「⑥生涯学習市民センター利用促進業務」におきましては、生涯学習市民センターの諸室の利用率向上や利用団体登録数の増加、物品販売や新たな備品の貸出し、事務所サービス魅力アップのための施設・備品等の改修・改善に向けた取組などを提案することとしております。「(3) 図書館業務」におきましては、「①図書館窓口業務」、「②選定希望資料のリスト化及び整理」、「③蔵書の維持管理」について記しており、「④図書館利用促進業務」において、新規登録者や貸出冊数の増加、⑤⑥におきまして、子供や成人の読書活動の支援等の取組を提案することとしております。12 ページ下段から記載しております「文化学習事業に関する業務」におきましては、「①生涯学習事業」において、生涯学習のきっかけづくり、センターの認知度向上、活性化・利用者数の増加につながる自主事業の提案を求めています。また、12 ページの下段、楠葉施設 2 階のロビーには、喫茶コーナー（厨房設備）がございまして、その活用について事業提案を求めるとともに、各生涯学習市民センターの夜間の時間帯における利用者数の増加に向けた事業等の提案、ウィズコロナの観点から、SNS・動画配信サービス等を活用した事業を提案することとしております。また、13 ページの中段、「②活動委員会事業」において、市民等で構成される活動委員会と協働で事業を実施すること、また、「③実行委員会形式事業」において、楠葉の 5 月祭、津田のつだフェスタといったセンターまつり事業に協力をお願いしております。また、15 ページには、「⑥生涯学習市民センターと図書館の連携事業」として、生涯学習市民センターと図書館によるコラボレーションイベント事業等、施設を利用した連携事業を年 4 回以上、企画・実施することとしております。15 ページ中段以降は、施設維持管理業務を中心に、広報宣伝業務やその他必要な業務等について記載しております。

22 ページを御覧ください。(9) その他必要な業務の「②Wi-Fi 設備設置及び管理業務」において、少なくとも、各生涯学習市民センターのロビーに、利用者が無料で使用できる Wi-Fi 環境を整備することとし、ロビー以外の場所への設置についても提案することができるものとしております。

次に、**別紙 5**「事業計画、確認事項一覧」について、補足説明をさせていただきます。この書類につきましては、申請団体に求める提出書類の一つとして位置づけているものでございまして、内容といたしましては、申請団体が提出する事業計画書の概要版的なものとなります。左端から、それぞれ、本市が当該施設の管理運営において求める要求事項、確認事項を記載しておりまして、申請団体は、その右隣の「提案内容」の欄に、それぞれ事業計画書における記載内容を抜粋または要約する形で記載するものでございます。なお、一番右の欄には、当該内容が事業計画書において掲載されているページ数を記載いたします。これら右側 2 列の記載内容は、申請団体自らが記載するものであり、本市は一切、手を加えませんので、あくまで申請団体の責任の下、作成していただく位置づけとなります。委員の皆様は、御審議いただく対象は、あくまで事業計画書そのものではございますが、事業計画書そのものが膨大な内容となるケースもございまして、そうした意味で審査の御参考にしていただければと考えております。募集要項・基本仕様書の御説明は、以上となります。会長、よろしくお願ひいたします。

(会長) ありがとうございます。

広範囲にわたる事項に関しての説明でございましたけれども、先生方の御質問なり意見を承ればと思っております。御自由に御発言いただけますか。

(委員) 指定管理料ですが、2%の物価上昇率を見込まれていることに関してはよく分かるんですけども、従来と違って、近年、急にインフレが発生してくるということがあるかと心配しているんですけども、その場合に、今回の選定に関しては、この上限金額で問題ないとして、それが大きく上振れした場合については、何らかの対策というのは取られるんでしょうか。

(事務局) 数年前にコロナが急に発生した際、例えば消毒液等や、もろもろの消耗品、設備の

設置等が必要となったときに、市内すべての指定管理施設においてコロナ対策経費といった形で、追加で予算計上させていただいた経緯がございます。今回の指定管理料の算出にあたっては、現在高騰している電気代・ガス代を、5年間の推移が不透明だと判断し、指定管理料からの支出ではなく、市が負担することにしました。万全を期した形で出ささせていただいておりますが、委員のおっしゃるとおり、今後さらに、物価の急激な上昇など、予期せぬことも考えられます。その際は、行革推進課とも相談しながら、市内すべての指定管理施設と歩調を合わせて進めさせていただく考えです。

(委員) 分かりました。例えば最低賃金が急に10%上がることはないとは思いますが、もしあったとした場合には、そのあたりは別途検討すると、こういうことですね。

(事務局) そうです。急激な高騰で対応し切れないという事業者から協議の申し入れがあった場合は、別途検討するという御認識いただければと思います。

(委員) はい、分かりました。

(委員) 御説明ありがとうございます。前回は、指定管理者を決めるときに、そもそも指定管理でいいのかという議論から始まって、指定管理の業者を選んだ経緯がありますけれども、今回2回目となると、以前の方がよかったのか、どこが変わったのかを知りたいです。もし何も変わってなければ、そのまま続けてもらいたいと思うのですが。

それから、蔵書数とかというのは早急に増えるものではないですし、そう減るものでもないと思いますが、何か変更点がありますか。

また、建物の老朽化や大きな地震が近づいていると言われてることなどを踏まえて、そういう安全面に関して前回の募集時と比べて変化はあるのでしょうか。

(事務局) 指定管理者制度を導入した総括といたしましては、利用者満足度が、直営のときと比べますと急激に上がり、諸室や設備等の満足度は約83%、接遇に関する満足度は約95%というような状況でございます。

そのような状況の中で、我々としていたしましては、この5年間で一定、指定管理者制度について市民の方に評価いただいているという認識で、引き続き指定管理者制度を続けていきたいと考え、御提案させていただいている次第でございます。

施設の安全面につきましては、今回、修繕料を増額することで対応しております。前回の募集時は、蹉跎・牧野では、2館で1年間170万円の修繕料だったのですが、今回は、1年間で640万円に増額しています。楠葉・津田・御殿山・菅原については、年間510万円に増額しました。施設の老朽化対策は、施設所管課としては、極めて大切なことだと認識しており、増額という形で対応させていただいた次第でございます。

(事務局) 図書館のほうですけれども、御質問いただきました蔵書冊数につきましては、蔵書の一定の更新、入替え等も行っておりますので、大きく増減があるわけではございません。ただ、貸出冊数につきましては、一定コロナの影響は受けておりますけれども、各分館それぞれ貸出冊数も増えてきております。サービスの部分につきましては、開館時間が延びたこと、休館日も減っているということで、サービスの向上は一定図れているということがあります。また、利用者満足度も上がってきているということが、指定管理者制度を入れた効果であるかと考えております。

安全面の御質問を頂いておりましたけれども、この指定管理者制度が入った際に、図書館では、事業者提案として書籍除菌機というものを導入しておりまして、今回、コロナが発生する以前から設置をされました。結果として、コロナ対策にもこの書籍除菌機が活用されたというような事例がございます。以上でございます。

(委員) はい、了解しました。

(委員) 私も、現在の指定管理者に対する評価が気になります。実際、業者を決めるときに、前の業者がよかったのかどうかということの総括ですよね。それが絶対必要だなと思いますので、その辺はどこかで、事務局のまとめた御意見を頂きたいです。市民の評価だけではなくて、市として、直営で運営していたときとの比較も含め、実際に任せた結果、どうだったのかということの総括をまた次回か、その前のときに、まとめたものを頂きたいなというのが一つです。

もう1点は、文化学習事業に関する生涯学習事業（提案事業）についてですが、仕様書の12ページのところで、枚方市の生涯学習推進基本方針を踏まえてということ

が書かれています。基本方針のほうは読ませていただいたのですが、非常に簡潔にまとめられた指針になっていて、我々が、実際に提案事業が出てきたときに、どのように評価するのかということをお説明いただけますでしょうか。例えば、基本指針として3つ出ていますが、この中でも、特に現在の状況を踏まえて、このつながりを支えるというところをぜひやってほしいというふうに思っています、とか、方向性として何か市のほうで持っておられるのであれば、教えていただきたいと思っています。

(事務局) 1点目の、市としての評価の部分につきましては、第2回の資料をお渡しする際に、モニタリング評価表など、市としてまとめたものをお示しさせていただきます。生涯学習事業につきましては、高い入場料を払って実施するような事業については、昨年オープンしました総合文化芸術センターで実施するべきだと考えており、生涯学習市民センターでは、市民の身近な施設として、安価な値段で生涯学習に関わるような事業を中心に実施する中で、利用者数、施設利用率を向上させていただきたいと考えています。事業者には、利用者数の向上について御提案いただくことになっていますが、基本的には市民の身近な施設として、市民に寄り添った生涯学習事業を中心に実施していただけたらと考えております。それが最終的には利用者数の増、施設利用率の増につながるのではないかなというのが、枚方市の見解でございます。

(委員) はい、ありがとうございます。

(会長) 他の委員はいかがですか。

(委員) 市がまとめられるという分で、私、ちょっと拝見したことあるのですが、業者さんと市の評価というのが、5段階で書かれていたものがあると思うのですが、そういった一般的に公開されているものを見せていただくような形でいいのではないのでしょうか。

(事務局) 委員がお話しいたしているのは 年度最後の管理運営評価としますので、そちらを出させていただけたらと思います。

(委員) 分かりました。ありがとうございます。

(会長) 特におありにならなければ、次の案件に移らせていただきたいと思います。

案件(3) ③枚方市立楠葉・津田生涯学習市民センター・図書館の指定管理者選定基準について

(会長) 案件(3)の③になります。指定管理者選定基準、これを議題とさせていただきますと思います。事務局のほうから説明をお願いいたします。

(事務局) それでは、選定基準について、御説明させていただきます。恐れ入ります、資料6「選定基準(案)」を御覧ください。

この選定基準は、募集要項、仕様書に基づき作成するもので、委員の皆様へ申請団体を御評価いただく際の基準となるものでございます。まず、ローマ数字のⅠの「指定管理者選定基準の位置づけ及び選定の基本的な考え方」といたしまして、申請団体の提案する事業計画書の妥当性・実現性・確実性を総合的に評価する旨を記載しております。次に、2といたしまして、本委員会の審議体制について、3といたしまして、審議・評価の方法について、それぞれ記載しており、本委員会において、申請団体の申請書、事業計画書などを審議し、評価を御決定いただく旨を記載しております。次に、4といたしまして、選定結果の公表につきましては、各申請団体に通知するほか、選定の概況等をホームページに公表する旨を記載しております。次に、2ページを御覧ください。

ローマ数字のⅡ、「選定委員会における審議の内容」について、御説明いたします。まず、ローマ数字Ⅰの内容審査でございますが、資料の4ページ以降の事業計画に関する内容審査の表、一番左の欄の「要求事項」を単位といたしまして、2ページの中頃に記載のとおり、1から5までの5段階で御評価いただきます。詳しい手順は後ほど、別の資料を使って御説明いたします。その後、全委員の評価を踏まえ、「要求事項」ごとに選定委員会としての評価を、1から5の5段階で合議により御決定いただき、その評価に応じた乗率を掛けて得点を算出いたします。内容審査は600点満点としております。次に、ローマ数字のⅢ、指定管理料につきましては、

下段に記載している計算式によって得点化を行い、申請団体から提示された指定管理料（5年間分）の合計額のうち、最も低い額を提示したものを満点の400点とし、2番目に低い額との差を400点から差し引いて、点数化するものとしております。次に、3ページ、ローマ数字のIV、「総合評価について」でございますが、指定候補者の選定につきましては、事業計画の内容審査（600点満点）と、指定管理料（400点満点）をそれぞれ得点化したものを合算し、1,000点満点とする総合評価方式で行っていただいております。審査、評価方法に係る考え方などの詳細でございますが、[参考資料4](#)「[資料6](#)指定管理者選定基準に係る補足説明資料」を御覧いただけますでしょうか。

一部、先ほどの御説明と重複いたしますが、まず、指定候補者の選定に当たりましては、申請団体の提出する事業計画書の内容審査による得点600点満点と、申請団体から提示された指定管理料の得点化による400点満点の、合計1,000点満点とする総合評価方式でございます。指定管理料につきましては、最も価格の低い額を提案してきた申請団体を400点とし、その他の申請団体の得点化は、資料記載の計算式により算出するものでございます。

内容審査につきましては、下段に記載しております「選定基準」（抜粋）のとおり、「①経営方針」や、「②指定管理者の指定を申請した理由」といった「要求事項」を単位といたしまして、1から5の5段階評価を行っていただくものとなっております。次のページを御覧ください。評価に係る具体的な手順を記載しております。

行程①といたしまして、まず、申請団体から提出された事業計画書の記載内容が、本市が求める「確認事項」を満たしているかどうかを御確認いただけます。

資料に記載しております図は、申請団体から提出されてまいります書類の一つである「事業計画確認事項一覧」でございます。この資料を目当てに、本市が求める「確認事項」に対する提案がなされているのか、その概要とともに、事業計画書本体における掲載ページの記載内容を御確認いただけます。3ページを御覧ください。

行程②といたしまして、事業計画書への記載内容が、本市が求める「確認事項」を満たしているかどうかについて、御判断いただいた上で、各委員において、それぞれ評価を行っていただけます。なお、事業計画書の記載内容だけで、「確認事項」を満たしているかどうかの判断が行い難い場合や、疑問点がある場合などにつきましては、申請団体によるプレゼンテーションの場で質疑等を行っていただき、御確認、御判断いただくものとなります。その上で、まず、パターン①として記載しておりますが、「確認事項」を満たしていると御判断された場合がございます。本市が求める基礎的事項である「確認事項」を満たしている場合は、まず、基礎点の「3」の評価であることが確定いたします。続いて、「加点事項」に該当するかどうかの御確認、御判断をいただくこととなります。「加点事項」とは、申請団体の提出する事業計画書において、「確認事項」を上回る提案がなされている場合に、加点するための目安となる事項でございます。その内容につきましては、資料下段の図、「選定基準」（抜粋）におきまして、太線の四角で囲んでおります列に記載しております。申請団体の事業計画書におきまして、この加点事項の内容を全て満たす提案が行われている場合、例えば、「①経営方針」におきまして、1～4の加点事項が全て満たされている場合は「5」の評価となり、一部が満たされている場合は「4」の評価となるものです。4ページをお開きください。

次に、パターン②といたしまして、「確認事項」を満たしていない場合の取扱いでございます。「確認事項」を満たしていない場合は、「3」の評価とはならず、「5」や「4」の評価にもなりません。減点に係る評価である、「2」または「1」の評価を御判断いただくものとなります。それぞれ、「2」の評価は、「確認事項」についての記載があるものの、内容に不明確な点がある場合、また、「1」の評価は、「確認事項」についての記載がない、または、確認事項が求める内容を全く理解していない記載が1項目でもある場合としております。ただし、例えば、申請団体のプレゼンテーションで、内容が不明確な部分が明確になった場合など、「2」の評価とされていたものを「3」の評価に変えるなどの御判断をいただくことも想定されるものとなります。

5ページにまいりまして、行程③といたしまして、申請団体によるプレゼンテーシ

ョンを経て、各委員による評価を行っていただき、その内容を事務局にて、取りまとめさせていただきます。最後に、行程④といたしまして、第3回委員会で、各委員による評価結果の集計表をお示しさせていただきます。委員の皆様にはその結果を基に御議論いただきながら、要求事項ごとに、「1」から「5」の5段階で、選定委員会の評価を御決定いただきます。資料下段の「評価集計表（内容審査）イメージ」の表を御覧ください。

表の右半分を見ていただきますと、1つの申請団体に対する、各委員AからEまでのそれぞれの評価と、それらの平均により算出した仮の評価といたしまして、「委員会としての評価及び得点（仮）」を記載しております。この結果を踏まえ、要求事項ごとに委員会としての評価を、合議により御決定いただきます。委員会としての評価が確定いたしましたら、事務局において、要求事項ごとの「配点」に、評価に応じた乗率を掛け、要求事項ごとの「得点」と、内容審査の合計得点（600点満点）を算出いたします。また、指定管理料の額に対する得点（400点満点）を合算した総合評価点及び順位を記載した「評価結果」を委員会で確認し、最終決定をいただきます。以上が、審査、評価に係る大まかな流れとなります。6ページにまいりまして、参考といたしまして、要求事項ごとの得点化に係る評価の基準と、各委員による評価表のイメージを記載しております。評価表には、1～5段階の評価を御記入いただく欄と、それぞれ評価の理由を記載いただく欄がございますので、選定委員会において、委員の皆様で御議論、御発言いただく際に御活用いただければと考えております。恐れ入ります。次に、資料6の4ページ、「事業計画に関する内容審査」を御覧ください。

内容審査の項目でございますが、まず、「1. 申請団体の経営方針等に関する事項」といたしまして、「①経営方針」、「②指定管理者の指定を申請した理由」、「③経営の継続性・安定性」という要求事項に対して、確認事項8項目、加点事項6項目を記しております。配点は、①が25点、②が20点、③が25点、合計70点となります。続きまして、「2. 施設の経営方針に関する事項」といたしまして、「①施設の現状に対する考え方及び将来展望」、「②施設運営に関する計画」の、「ア）管理経費・管理体制の提案」、「イ）生涯学習市民センターにおける改善提案」、「ウ）図書館における改善提案」、「エ）生涯学習市民センターにおける事業提案」、「オ）図書館における事業提案」、「カ）利用者対応提案」に対して、確認事項が26項目、加点事項が23項目を記しております。配点につきましては、①が15点、②のア）が30点、イ）が100点、ウ）が100点、エ）が70点、オ）が70点、カ）が25点、合計410点となります。今回、生涯学習市民センターも図書館も、イ）・ウ）の改善提案でそれぞれ100点ずつ、エ）・オ）の事業提案で、それぞれ70点ずつと、配点を高くさせていただいております。これは、生涯学習市民センター・図書館への指定管理者制度の導入から5年から7年が経過する中で、次期指定管理者においては、施設の利用率・利用者数・貸出冊数などの増加に向けて、しっかり取り組んでいただきたいという考えから、前回にはなかった確認事項、13、14、15、18、19、23、29といった項目を追加させていただいております。続きまして、「3. 施設の管理に関する事項」といたしまして、確認事項8項目、加点事項10項目を記しております。配点は70点です。8ページを御覧ください。

「4. 情報公開及び個人情報保護の措置に関する事項」、「5. 緊急時における対策に関する事項」、「6. その他」といたしまして、確認事項7項目、加点事項6項目を記しております。配点は4が15点、5が20点、6が15点となっております。申請団体の提出する事業計画書の内容審査による得点は600点満点となっております。なお、後ほど、御殿山・菅原、蹉跎・牧野につきましても、内容審査について御説明させていただきますが、図書館については、今、御審議いただいている楠葉・津田、御殿山・菅原、蹉跎・牧野、三つとも同じ内容となっておりますが、生涯学習市民センターにつきましては、施設の特性を生かした項目が若干変更となっておりますので、ここでは楠葉・津田における変更部分だけ、御確認いただきたいと思います。まずは、エ）の生涯学習市民センターにおける事業提案の確認事項の26です。楠葉施設2階ロビーのくずはキッチンを活用した事業が具体的に提案されている、そして次に、加点事項の21、利用者サービス向上等の観点から、くずはキッチンにおける、より魅力的で実現性のある企画が提案されている、この2点のみが変更されて

おりまして、ほかの部分については配点も含めて変わっておりません。選定基準に関する御説明は、以上となります。

(会長) ありがとうございます。最初に、私の方から1点だけ確認させていただきたいのですが、確認事項に関しまして、不明確なものが明確になった場合、例えばプレゼンテーションで明確になった場合は、加点できるということでもいいのですか。

(事務局) はい、おっしゃるとおりでございます。

(会長) 逆に言えば、委員の方々の質問に対して、回答したことによって明確になるとか、自発的にその点を説明したことで明確になるとか、いろんなパターンがあると思うのですが、この場合において必ず単純に加点すべきではなくて、加点しないという評価の仕方もあり得るということでもいいですか。

(事務局) はい。各委員によって、不明確・明確の御判断をいただくこととなりますが、最終的には3回目の委員会の中で合議という形で決めていただきます。

(会長) もう1点、教えていただきたいのですが、**参考資料4**の評価集計表の中で、「委員会としての評価及び得点(仮)」というのがありますね。これは各委員方の評価の平均したものが記入されていると思いますが、それとは別に委員会としての合議による評価というのがあるのでしょうか。

(事務局) 「委員会としての評価及び得点(仮)」には、AからEの先生方が第3回会議までに評価いただいたものを、事務局が平均の評価として出させていただきますが、最終的には5人の委員様方の合議で決めていただくという形になります。

(会長) 分かりました。ほかの先生方、どうぞ御自由に御質問、御確認、御意見ください。

(委員) 各団体の財務状況に関する評価なのですが、これは例えば、ジョイントベンチャーとかできた場合は、構成している企業ごとに財務状況を審査することになるのですよね。

(事務局) そういことになります。

(委員) 財務状況については、今までに指定管理者を幾つかさせていただいた中では、財務に詳しい委員の方から、基本的な評価というのを聞かせていただき、我々が判断するというケースが多かったのですが、その辺はいかがでしょうか。

(事務局) 副会長の服部先生が税理士でいらっしゃいますので、2回目の選定委員会のプレゼンテーションの前か後にでも財務に関する意見を副会長から頂く機会を設けさせていただいて、その上で、各委員に御評価いただけたらと考えております。副会長、よろしいでしょうか。

(副会長) はい、基本的にプレゼンテーションでも、会計のところをメインに質問させていただこうと思っておりますので、そのときに疑問点とか、不安な点がありましたら、プレゼンテーション終わってから、皆さんにお伝えできたらなと思っております。

(事務局) ありがとうございます。よろしくお願いたします。

(委員) ありがとうございます。もう一つ質問があります。どのような施設運営を目標としてやるのかという大きな指針みたいなものを、頂いている資料以外にはないのでしょうか。図書館のほうは、かなり細かく図書館構想振興計画等がある、その指針にのっとって評価がしやすいと思うのですが、生涯学習市民センターについては、ざっくりしたものしか出ていないですよね。例えば今回ですと、美術センターはちょっとほかの施設と違うような要素を持っていると思うのですが、それは市が、例えば、文化芸術振興計画の中ではこういうふうに位置づけられているとかという、市としての施設だとか、あるいはそこで受ける活動についての将来目標とか、計画みたいなものがあれば、教えていただきたいと思うのですが。

(事務局) 生涯学習市民センターにつきまして、市の総合計画などがございますので、資料をそろえさせていただき、プレゼンテーションの前までに、委員の皆様方に資料をお配りさせていただくような形で御対応させていただけたらと思いますので、よろしいでしょうか。

(委員) 「1回は生涯学習活動に参加したことがある」といった目標があったりすると思うので、その辺が分かると評価するときの参考としてありがたいと思います。簡潔なものでも結構ですので、何か頂ければと思います。

(事務局) かしこまりました。

(委員) 先ほどの質問と近いですが、今回の目標について、コロナ対策や新たな対応といっ

た様々な活動が期待されていて、これに関して新しい評価項目が追記されているにもかかわらず、指定管理料は人件費における最低賃金の上昇率と物件上昇率を上乗せしただけで、値上げをしていない。新しいことをやれと要望しておきながら、それらについて提案するだけの余力がないように感じますが、いかがでしょうか。

(事務局) 1期目につきましては、直営から指定管理者制度に移行するという難しいところからスタートしました。サービス等を踏まえて、指定管理者制度による運営を市民の皆様にご理解いただく5年間だったと思っております。一定、指定管理者制度のよさも御理解いただけたと思っております。しかし、今後は、指定管理者制度に順調に移行していくことに費やしたエネルギーを、次期はコロナ禍において減少している利用率を増加に転じていくために使っていただきたいというのが、生涯学習市民センターの狙いでございます。指定管理料につきましては、人件費・物価も含めまして、一定の増額を加味し、電気代やガス代といった不確定要素については、今回の指定管理料から除外させていただきました。

(委員) 現実に指定管理者はいろいろなことをされて、そして現在活動されているわけですから、同じ活動をしつつ、新しいことをしよと要求するのであるならば、何らかの形で合理化もしくは効率化というようなものを図るということを行わないと、なかなか新しい活動をするのは難しそうに思うのですが。従来からやってきたものが慣れてきたから、そういう意味で効率化が図れていくというような面も含めて、何らかの形で従来のサービスを維持しつつとなると、その部分を圧縮された形のポストで、その部分を何らかの新しい作業に向けてというようなことが期待されているということと理解したのですが。そうならば、その両者について評価する必要があるのかなというふうに思ったのですが、その考え方は大丈夫でしょうか。

(事務局) 先生のおっしゃるとおりです。

(委員) もしそうだとするならば、二つ目の質問になりますが、今回の評価基準に関して、生涯学習市民センターは予算の部分で評価をし、図書館に関しては、もしくはその予算を評価しない部分に関しては、内容で評価するという評価基準にしないと、うまくいかないのではないかと気がするのですが、そんなことはないのでしょうか。少なくとも40%のこの割合が予算だというお話になっていて、残りの部分に関しても、評価するポイントというのが、生涯学習市民センター分と図書館分と同じだという評価だと、うまい配点とは思えないような気がするのですが、それは、何か変える方法はないものなのでしょうか。

(事務局) おっしゃっているのは、提案内容600点と指定管理料400点の配点の比率のことでしょうか。

(委員) 600点、400点の配点もありますが、それ以前に、先ほどからの説明をお伺いしていると、予算もしくは金額を下げることにして評価するという部分が、生涯学習市民センターに関して、より特化されたような得点が必要ではないかという質問なのですが。

(事務局) 今回、利用料金制を導入しておりませんので、指定管理料の上限額をお示しする中で我々が求めている項目に対して、提案をお願いするというような状況でございます。値段を下げるという観点では考えておりません。

(委員) 分かりました。指定管理者に様々な提案をさせることによって評価が高くなるということであれば、6割4割の比率は今おっしゃったお話とは矛盾するように思います。総合評価の中で、提案をされているということのほうが評価されるべきであるというふうにするのであれば、6割4割ではなく、7割3割であるとか、8割2割であるといったように、その指定管理料の割合を下げて、内容について頑張る部分について評価してあげるほうが、より利用者に沿ったような評価になるのではないかと思います。いかがでしょうか。

(事務局) 市としましては、提案内容と指定管理料の比率が6対4を基本としており、前回の公募の際も6対4でございまして、今回も同様の形でお示しさせていただいているのが現状でございます。今、この場で例えば7対3とか、8対2にしますというような形では進められないと思います。ほかの委員の御意見も頂戴して、持ち帰らせていただければと思うのですが、会長、いかがでしょうか。

(会長) ほかの委員会でも、そういう問題はあったのですが、即答できなければ、事務局のほうで検討していただくという形にならざるを得ないのではないかと思います。

- (委員) 御検討いただければ幸いです。前回までのお話と、今回とは、状況がコロナ等で変わっているというお話と、また先ほどおっしゃったように、利用を増やしたいというような様々な要望というのが追加されておりますので、そのあたりの変化というものを踏まえて、ぜひよい案を出していただければ、幸いです。よろしく願いいたします。最後に1点ですが、この確認なのですが、確認項目があった場合に5段階中の3にするというお話でございます。確認項目の中を拝見しておりますと、例えば、財務状況ですとか、セクシャルハラスメントについての防止策が提案されているといったお話について、確認事項があれば3というお話よりも、これ、なければ0にせざるを得ないというものだと思うのですが、これから全て満足されていければというようなものと、そうではないものがあるのか、あれば3というものではなく、総合評価的に、確認項目と加点項目、両方合わせて0から5というようなものにするような項目もあるのかなというふうには思いました。このあたり、柔軟に対応してもよいのか、それとも、ここに書かれているように、書いてあれば3にしなければいけないのかといったあたりを教えていただければ幸いです。
- (会長) 事務局、どうでしょうか。
- (事務局) 市全体で、この配点のやり方というのは統一させていただいている部分もございますので、今回は恐れ入りますが、こちらの形で進めさせていただき、次回以降の選定の際に検討させていただきたいと思っております。
- (委員) 先ほど、生涯学習市民センターの事業改善について、どういう方向性を持っておられるのか、どういう評価軸を持っておられるのかということについてお聞きしたいのですが、利用率のアップということは常におっしゃっているのですが、それを上げるということは僕の中で理解できました。先ほど、総合文化芸術センターができて、私の理解では、例えば高額なチケットを扱うような事業は、総合文化芸術センターでやって、生涯学習市民センターでは、より廉価というのか、地域の人が参加しやすい、根づいた施設としての役割があると、それをしっかりと改善項目としてうたうということを求めておられるのだなと理解したのですが、利用料金を下げるといふことも、ここでは考えておられるのですか。
- (事務局) 利用料金というのは、施設使用料のことですか。
- (委員) いや、先ほどから委員のおっしゃっている利用料金というのは、どれのことを指しているのかが、私には理解できていない気がするのですが、施設使用に関する利用料金は既に条例で決めておられるので、例えば生涯学習市民センターで実施するイベントに対する入場料みたいなものをできるだけ安くするという理解でいいのでしょうか。
- (事務局) いろいろな事業があつていいかと思うのですが、委員がおっしゃっていただいているような、地域に根づいた形で気軽に生涯学習市民センターに足を運んでいただけるような事業を数多く展開していただけたらと考えております。総合文化芸術センターでは、入場料を1万円ぐらいの事業などもあります。あくまでも市民が気軽に参加できるような事業を実施して、その後の利用者数も含めて増加につながればと考えております。
- (委員) それに関連してなんですけれども、そうしたら、例えばたくさんの方が入場できたとして、入場料とか、そのイベントのチケット代を取ったとしても、それは利用料金を指定管理者に払うわけではないので、入場者が増えたとしても、市の収入になるという理解でよろしいのですか。
- (事務局) 自主事業につきましては、基本的には指定管理者の収入になります。
- (委員) 自主事業についてはそうですね。増えた分だけそちらに還元されるということは、それで入場者が増えていけば、当然、財政的には増えるという。
- (事務局) そうですね。指定管理者の収入に入ります。
- (委員) 分かりました。ありがとうございます。
- (事務局) チケット料金など事業による収入は、施設使用料のように、市のほうに入ってくるわけではございません。
- (委員) 自主事業の入場料については、指定管理者の努力でされているので、指定管理者の収入になると。
- (事務局) はい。おっしゃるとおりでございます。

- (委員) すみません。私のほうが申し上げていたのは、市民の方が払われる利用料金、すなわち、様々な活動を行ったときに、指定管理者が持ち出しになると言ったら変ですけども、指定管理料の中に含まれる形で、様々な新しく、よりよいサービスをされる部分に費用を投入されるという意味で言っているのだらうと思いがらお話をしておりました。他の委員の御理解と一緒にというふうに思います。
- (事務局) ありがとうございます。
- (会長) 他にご質問はありますか。
- (委員) 一つ教えてください。事業を提案してこられる方に対して、この評価基準のどの辺までを知らせておくのでしょうか。例えば、ハラスメント防止対策というのは、書かないまでも当たり前で書かない場合もあれば、評価されるから書いておくべきだというふうに判断されるかもしれないし。
- (事務局) 確認事項と加点事項がありますが、確認事項はお示しします。加点事項についてはお示ししないという形になります。
- (委員) 分かりました。ありがとうございます。
- (会長) 他にご質問はありますか。
- (委員) J Vとかだと、一方が書いていて、一方が書いてないということがあるので、先ほどおっしゃったみたいに、ハラスメント防止対策や障害者雇用のことなど、当然のように書いているのですが、これらについて全く記載がないといった場合は、市の方で、記載について確認するといった申請団体への指導とかは、事前がないという認識でよろしいのでしょうか。
- (事務局) 応募締切後については、我々は一切さわらないという形になりますので、お気づきになられて、変更したいといった申出は、締切日までは受け付けますけれども、締切後については、資料の差し替えみたいなことは、行わない形になります。
- (委員) 分かりました。前に一度、どちらかが抜けていることがあって、そのときは、プレゼンで質問をさせていただいて、それで納得したので、大丈夫ですねというような評価はさせていただいたことがあります。それで済むのか、全くなければ、聞かずに駄目になっちゃうのか、その辺がちょっと難しいところかなとは思っています。
- (事務局) 記載漏れなど、いろいろあるかと思いますが、プレゼンテーションにおいて、各委員の先生方のほうから御質問いただいて、フォローしていただくという流れが一番適切かと考えております。
- (委員) 分かりました。ありがとうございました。
- (会長) 先生方、よろしいでしょうか。先ほどの配点の問題につきましては、会長にご一任いただき、事務局と調整させていただいたうえで、委員の皆さんに報告することでよろしいでしょうか。ご意見はございますか。
- (意見なし)

案件(4) プレゼンテーションの実施方法について

- (会長) それでは、次に、「プレゼンテーションの実施方法について」を議題とします。事務局のほうで説明をお願いいたします。
- (事務局) それでは、「(4) プレゼンテーションの実施方法について」を御説明させていただきます。恐れ入りますが、資料7「第2回枚方市立楠葉・津田生涯学習市民センター・図書館指定管理者選定委員会の進行について」を御覧ください。
- まず、日時でございますが、10月2日、午前10時から、枚方市役所別館4階の特別会議室で開催したいと思っております。次に、プレゼンテーションの全体スケジュールでございますが、まず、プレゼンテーションに入ります前に、評価方法について御確認いただいた後、評価の観点や考え方など、共有すべき認識などについて御協議いただいた上で、申請団体のプレゼンテーションに入っていただければどうかと考えております。プレゼンテーションの時間でございますが、1団体につき、準備の時間を除いて10分間、また、プレゼンテーション後に15分程度の質疑時間を見込んでおまして、申請団体退室後に、事務局への質疑等を行っていただければどうかと考えております。申請団体が複数の場合、プレゼンテーションの順番につきましては、申請受付順とさせていただければどうかと考えております。プレゼン

ンテーションに関する御説明は以上でございます。

(会長) 今の事務局からのプレゼンのやり方等につきまして、説明あったと思うのですが、何か御質問なり御提案なりございましたら、御自由に御発言ください。

(意見なし)

(会長) 特に、よろしいですかね。事務局の説明のような方法で、プレゼンテーションを実施させていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

案件(5) その他

(会長) 次に、(5) その他について、事務局、説明をお願いいたします。

(事務局) それでは、その他といたしまして、**参考資料5**「評価メモ」について御説明させていただきます。恐れ入りますが、**参考資料5**をご覧ください。

今後の予定でございますが、本日の委員会が終わりましたら、募集要項・仕様書等をホームページ等で公表し、申請期間中に申請団体が事業計画書などを提出してまいります。その申請状況等につきまして、委員の皆様にもメール等で御報告させていただくとともに、申請団体から提出された事業計画書などの書類につきましては、郵送で皆様にお届けさせていただきます。その際、この「評価メモ」を事務局の方で作成し、一緒に送付させていただきます。これは、各団体から提出された書類を基に作成いたしますので、本日の資料はイメージとして御覧いただければと思います。内容といたしましては、団体からの申請書に添付いただく「(別紙5)事業計画書要求事項一覧」の内容に、「評価メモ」欄を加えたものでございます。委員の皆様には、申請団体の事業計画書の内容確認や、書面上の事前評価を行っていただくとともに、疑問点等につきまして、メモ書きするなど御活用いただき、次回のプレゼンテーションでの申請団体に対する御質問、御確認に備えていただければと考えております。また、次回の委員会後、委員の皆様から評価を御提出いただく際、施設の選定に当たっての評価コメントを頂きたいと考えておりますので、この「評価メモ」につきましては、その際の参考資料にもしていただけるものと考えております。なお、申請団体が1団体であった場合でも、審査、評価は行っていただき、当該団体が指定管理者として適当かどうか、最終的に合議、答申いただくこととなるものでございますので、よろしくをお願いいたします。また、申請団体の応募状況を含めまして、本委員会の審議内容につきましては、御答申をいただいてから公表することとなっております。誠に恐縮でございますが、御留意いただければと存じますので、併せてよろしくをお願いいたします。御説明は以上となります。

(会長) ありがとうございます。

(委員) 評価のポイントとなる事業計画書は、業者のほうからデータ形式でも提出されるのでしょうか。それとも、紙だけが申請の時に提出されるのでしょうか。

(事務局) 紙だけです。ただし、確認事項一覧はデータでも提出していただきます。

(委員) データもあれば、必要な項目を検索するときに、とても便利なので、そちらのほうも頂ければありがたいです。

(事務局) スキャンしたデータも一緒にお送りさせていただきます。

(委員) ありがとうございます。確認事項と本文が見たかったので、よろしくをお願いします。

(会長) 特に何もなければ、以上をもちまして、本日の枚方市立楠葉・津田生涯学習市民センター・図書館指定管理者選定委員会の日程は全て終了いたしましたので、閉会いたします。

第1回 枚方市立御殿山・菅原生涯学習市民センター・図書館指定管理者選定委員会

開会 15時5分

(会長) それでは引き続きまして、「第1回 枚方市立御殿山・菅原生涯学習市民センター・図書館 指定管理者選定委員会」を開会します。先ほどの「楠葉・津田」と重複する、3. 案件の(1)(2)(4)(5)については同じ取り扱いとし、説明等は省略させていただきます、レジュメにあります「案件(3)の①②③から、審議をお願いしたいと思います。」

(会長) まず、事務局から、配布資料の確認をお願いします。

(事務局) それでは、配付資料の確認をさせていただきます。本日の資料は、資料1から資料15、参考資料1から参考資料5となります。

それでは次に、委員会へ諮問内容に係る説明に移らせていただきます。参考資料2「指定管理者制度の概要等について」の裏面をご覧ください。

本委員会の諮問対象である「枚方市立御殿山・菅原生涯学習市民センター・図書館」の選定内容について、記載しております。先ほど、楠葉・津田生涯学習市民センター・図書館と同様の選定内容となっており、本施設の指定管理者は、「公募」により選定することとし、指定管理期間は5年間、指定管理料・利用料金制の別につきましては、指定管理料によるものとしております。以上が、本施設の選定に際しての、基本的な事項でございます。

案件(3) ①枚方市立御殿山・菅原生涯学習市民センター・図書館の施設の概要及び管理運営状況について

(会長) それでは、案件に移ります。「案件(3)の① 枚方市立御殿山・菅原生涯学習市民センター・図書館の施設の概要ならびに管理運営状況について」、事務局の説明を求めます。

(事務局) それでは、資料3「管理運営状況及び施設の概要について」をご覧ください。

御殿山と菅原の2施設についても、楠葉・津田と同様に、平成30年4月から指定管理者による管理運営をはじめており、今年が導入5年目となります。「1.施設の概要」からご説明いたします。まず、御殿山施設ですが、昭和62年に開設し、今年で築35年となります。地下1階地上2階構造で、地下1階が図書館、1・2階が生涯学習美術センターとなっております。生涯学習美術センターには、他の生涯学習市民センターと同様、定員80人のホールや集会室のほか、本施設は矢野橋村が校長を務めた大阪美術学校の跡地に建設されたこともあり、市民の美術工芸品の創作活動の場として、陶芸窯室、創作室などがあります。図書館には書庫を含め蔵書約7万5,000冊があるという状況です。

次に、菅原施設ですが、平成9年に開設し、築25年となります。生涯学習市民センターと図書館の複合施設としては、市内で一番新しい施設となります。地下1階地上3階構造で、1階が図書館、2・3階が生涯学習市民センターとなっております。また、別棟で地上1階構造の陶芸棟がございます。生涯学習市民センターには、定員150人のホールや、集会室、料理室、フリールーム、図書館には書庫を含めて蔵書約10万6,000冊がございます。

続きまして、両施設の近年の利用状況について、ご説明いたします。恐れ入りますが、3ページの「3.管理運営状況」をご覧ください。①御殿山生涯学習美術センターの直近4ヵ年の利用率ですが、平成30年度が53.8%、令和元年度が51.8%、令和2年度が42.6%、令和3年度が46.1%となっており、新型コロナウイルス感染症の影響が一番大きかった令和2年度より令和3年度は利用率が上昇しましたが、コロナ以前の数値には戻っていない状況です。②御殿山図書館ですが、令和3年度の貸出冊数は約23万7000冊となっており、令和元年度のコロナ前の数字より、約4万冊の増加となっております。5ページをご覧ください。

③菅原生涯学習市民センターの直近4ヵ年の利用率ですが、平成30年度が約66.4%、令和元年度が64.0%、令和2年度が51.9%、令和3年度が51.2%となっており、

新型コロナウイルス感染症の影響が大きかった令和2年度より、令和3年度はさらに微減になっている状況です。④菅原図書館の貸出冊数は、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により大幅に減少いたしました。令和3年度は約39万冊と、令和元年度の実績より増加いたしました。7ページに、両施設の収支状況について記載しておりますので、あわせてご参照下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

資料3「施設の概要及び管理運営状況」の説明は以上となります。

(会長) はい、ありがとうございました。今の事務局からの説明に対しまして、委員の先生方から、ご質問、ご意見等ございましたら、どうぞ。

(意見等なし)

(会長) 特におありにならないようですので、次に移らせていただきたいと思います。

案件(3) ②枚方市立御殿山・菅原生涯学習市民センター・図書館の指定管理者募集要項、基本仕様書について

(会長) 案件(3)の「②指定管理者募集要項と基本仕様書について」を議題とします。本件について、まず、事務局のほうから説明をお願いいたします。

(事務局) それでは、内容の説明に移らせていただきます。なお、先ほどご審議いただきました楠葉・津田と重複する部分につきましては、大変恐縮に存じますが、説明を省略させていただきます。よろしくお願い申し上げます。資料4、5ページをお開き下さい。「5. 提案上限額」は、11億5429万5000円となっております。参考資料3

「指定管理料上限額の算定根拠」をご覧ください。

人件費・事業費等の積算方法は、楠葉・津田と全く同じ方法で積算しており、裏面の下段の表のとおり、(1)人件費5年間の総額は7億486万9118円、(2)事業費5年間の総額は1708万770円、(3)事務経費5年間の総額は2億5605万9580円、

(4)維持管理費5年間の総額は1億6280万4479円、(5)水道代5年間の総額は1348万900円。以上、(1)から(5)の合計により、上限額は11億5429万5000円となったものです。応募される事業者には、この金額を上限として、それぞれが積算された金額を提案していただくこととなります。恐れ入ります、資料4「募集要項」の5ページにお戻りください。「6. 行政財産目的外使用許可の取扱い」では、自動販売機のほか、菅原施設1階玄関付近で行政財産目的外使用許可を与え、営業している喫茶コーナーの取り扱いについて記載しています。17ページをご覧ください。

「17. 募集要項・指定申請書・様式等の配布・閲覧」から「18. 現地説明会及び質疑時間」「19. 申請書受付」までにおいて、スケジュールを明示しております。楠葉・津田との違いは現地説明会の集合時間のみで、あとは同じスケジュールで進めてまいります。24ページをお開きください。

別表2「管理運営状況一覧表」でお示ししております、各従事者に求めている要件等については、基本仕様書において詳細に説明しておりますが、御殿山は美術に特化した施設であること、また、両施設には陶芸窯等を設置している関係から、御殿山生涯学習美術センター所長は、美術史・美術教育の専門知識を有する者、又は美術関連施設で管理責任者の勤務経験を有する者としています。そして、専門職員として、御殿山生涯学習美術センターに、学芸員有資格者を1人以上配置すること。また、版画・木工・金工などの活動活性化並びに設備の適正な維持管理のため、美術教諭資格者又はこれに準ずる者を1人以上配置することとともに、それぞれの生涯学習市民センターに、大学等で陶芸の専門課程を修了した者または陶芸施設運用経験を有する者または、成形から焼成まで携われる者を1人以上ずつ配置することとしております。25ページの別表3として、利用・運営・収支状況に係る資料を添付しております。以上が、募集要項に関するご説明となります。

次に、恐れ入りますが、資料5「基本仕様書(案)」をお開き願います。基本仕様書につきましても、募集要項と重複する部分および楠葉・津田と重複しない部分を中心にご説明させていただきます。13ページをお開き下さい。4行目です。菅原施設1階にごございます「コミュニティスペース MOKU」において実施する事業を提案することとしております。中段の②美術関連事業(御殿山施設)では、市民の文化芸術

活動の振興を目的として、初心者向けの実技講座や企画展を実施するとともに、美術に関連した事業の提案を求めます。14 ページをご覧ください。③陶芸講座（菅原施設）では、大人・子ども向け陶芸体験、電動ろくろ体験等魅力ある講座の提案を求めます。④地域との連携事業（御殿山施設）では、アートを通じた御殿山・渚地域との連携事業、御殿山商店会のアート委員会への参画を求めるものです。⑤活動委員会事業では、楠葉・津田と同様、市民と活動委員会を組織し、生涯学習業務リーダー、生涯学習業務サブリーダーが各1名、活動委員会に参画・積極的に関わること、御殿山施設のセンターまつりを活動委員会事業として実施するとしております。⑥実行委員会形式事業といたしましては、御殿山施設では、年1回作品合同展を開催しています。指定管理者は事務局を担い、参加団体から選出された役員及び実行委員会が自主・自立で開催するものです。本実行委員会における会場提供・出展受付・会議資料の作成等を求めます。16 ページをお開きください。

⑩その他といたしまして、菅原施設の陶芸棟で制作した作品等と1階喫茶コーナーとの連携事業を企画実施することを求めます。次に、(5)枚方市美術推進委員協議会に関する業務（御殿山施設）では、年3回開催する協議会への出席、資料作成を求めます。また、同協議会で委員から示された意見への対応に努めることを求めます。次に、(別紙5)事業計画、確認事項一覧について、補足説明をさせていただきます。この書類につきましては、申請団体に求める提出書類の一つとして位置づけているものでございまして、内容といたしましては、申請団体が提出する事業計画書の概要版的なものとなります。左端から、それぞれ、本市が当該施設の管理運営において求める要求事項、確認事項を記載しておりまして、申請団体は、その右隣の「提案内容」の欄に、それぞれ事業計画書における記載内容を抜粋または要約する形で記載するものでございます。なお、一番右の欄には、当該内容が事業計画書において掲載されているページ数を記載いたします。これら右側2列の記載内容は、申請団体自らが記載するものであり、本市は一切、手を加えませんので、あくまで申請団体の責任の下、作成していただく位置づけとなります。委員の皆様は御審議いただく対象は、あくまで事業計画書そのものではございますが、事業計画書そのものが膨大な内容となるケースもございますので、そうした意味で審査の御参考にしていただければと考えております。

募集要項・基本仕様書の御説明は、以上となります。

(会長) ありがとうございます。現在の指定管理者の運営に対しての市の評価、期待する当該施設役割等についてより具体的なものがあるなら、その点、税金等について副会長から先に説明いただくということは、先ほどと同様ですので、事務局にお願いしておきます。それ以外の点について委員の先生方、いかがですか。

(委員) 24 ページの、別表2のところ、この御殿山生涯学習美術センターについて学芸員が必要だったり、陶芸窯が使用できたりとか、配置条件がありますが、この点は特に問題ないでしょうか。

(事務局) 30 年度の募集要項と比較いたしまして、所長等を、実務経験者でも可とするなど、条件は緩和させていただいております。ただ、陶芸などは専門的な知識を必要とする施設でございますので、一定の要件は引き続き求めていきたいと考えております。

(委員) はい、分かりました。ありがとうございます。

(会長) 他にご質問・ご意見等よろしいでしょうか。そうしたら、この募集要項と基本仕様書については、この方針でやっていただいて結構かと思えます。

案件(3) ③枚方市立御殿山・菅原生涯学習市民センター・図書館の指定管理者選定基準について

(会長) 次は、指定管理者選定基準について、議題といたしたいと思えます。事務局のほうから説明をお願いいたします。

(事務局) それでは、それは、「選定基準(案)」について、御説明させていただきます。

資料6、選定基準(案)を御覧いただけますでしょうか。

先ほどと同様になりますが、選定基準は、募集要項、仕様書に基づき作成するもので、委員の皆様は申請団体を御評価いただく際の基準となるものでございます。審査、採点方法に係る考え方の詳細につきましては重複いたしますので、省略させ

ていただきます。内容審査の項目でございますが、要求事項・確認事項・加点事項ともに楠葉・津田と図書館は、全く同じでございます。生涯学習市民センターにつきましては、施設の特性を生かした項目が若干楠葉・津田と違いますので、その部分を御確認いただければと存じます。6ページを御覧ください。

エ)生涯学習市民センターにおける事業提案の確認事項の26、そして、27、28です。この3点が、菅原と御殿山の施設に特化した部分で、楠葉・津田と若干変更になっております。そして、加点事項の21、22、23、この3点につきましても、今、確認事項の26、27、28に付随する加点事項として、加えさせていただいているような状況でございます。この6点のみが変更になっているだけで、ほかの部分につきましては、配点も含めて変わっておりませんので、よろしく願いいたします。選定基準に関する御説明は以上でございます。会長、よろしく願いいたします。

(会長) ありがとうございます。先ほどの委員会でも大分御意見が出ていたと思うのですが、選定基準につきまして、委員の先生方から御意見等賜ればと思いますが、いかがなものでしょうか。これはやっぱり、例の内容と金額の問題というのは、同様の問題がありますかね。

(委員) 確認事項の26、27あたりはさらに厳しい提案が必要になってくると思いますし、それによって大きな違いが出てくると思いますので、ぜひ御検討いただければと思います。

(会長) その点は事務局のほう、併せて検討していただくということで、よろしいですね。

(事務局) かしこまりました。もしよろしければ、今後、事務局で持ち帰って、検討させていただくに当たります。次の蹉跎・牧野施設の分も含めまして、現在の6対4に対する4委員の先生方の御意見を頂戴できればと思うのですが、よろしいでしょうか。

(会長) その御意見は、具体的な比率を言われていますか。

(事務局) はい。内容審査と指定管理料の比率について、各委員から御意見を頂けますと、大変助かるのですが、いかがでしょうか。

(会長) はい、分かりました。そうしたら、委員のご意見をお聞かせいただけますか。

(委員) 新提案が非常に新しい提案、もしくは利用者にとってより高度な、または新しくサービスを上げていきたいというふうに考えるのであるならば、その提案内容の申請の部分、つまり総合提案の企画の段階のほうを高くしていただき、8：2というような形にさせていただくのが望ましいかなというふうに思っています。一方で、値段を下げるということで、従来のサービスというものが維持できるということであるならば、7：3ということもあり得るというふうに思います。私個人としては、できるだけ多くの提案、割合というのを予算以外の分に充てていただければありがたい、8：2というのを提案させていただきたいと思っております。

(委員) はい。私も、8がいいのか、7がいいのかと言われると、難しいところはあると思いますけれども、方向としては、こういう図書館というものを指定管理にしていくということを考えますと、お金という部分に関しては、比率を低くしていく方向、8：2、7：3、そちらの方向でというふうには思います。ただ、7か8かはちょっと自分では決められないなと思いながら話を聞いていました。

(委員) 私も全く同意見で、やはりお金の比率を下げる方向には賛成です。8にするのか、7にするのかというのは、ちょっと私自身、決めかねるところがあって、市にとって、やはりそのお金の問題というのは避けて通れないですし、財政的な観点というものもあると思うので、その辺は総合的に判断いただいていいと思うのですが、今よりはお金の率を下げるという方向には賛成です。

(副会長) 私もちょっと割合については、的確に申し上げることができないのですが、やはり毎年、そういう御意見をおっしゃる先生が増えていくということと、やはり生涯学習市民センターについては利用率が低い、古いつか、そういう問題が全ての施設においてあるので、その利用率を上げるには、いろんな工夫をしなきゃいけないし、人材の配置とかも必要だとは思っているので、金額よりも提案内容を重視されるほうがいいかなとは思っております。

(会長) ありがとうございます。私の委員としての意見は、皆様のおっしゃるとおりだと思います。ただ、内容の面では、ほとんどあまり差がないのに、その金額の安いところを選ばずに、高いところを選んでみたいということで、市民から批判されると、行政としても困るような事情があるでしょうから、その点も踏まえて、事務局のほ

うで、今の先生方の御意見を重々踏まえて御検討いただけますか。

(委員) 今、会長のおっしゃったとおりだと思っておりますので、事務局で決めていただければと思います。基本的な考え方として、安くするのは当然というものの、枚方市全体として、できるだけ新しく市民に対してのサービスを向上させようとしているという方針を示していただければと思っておりますので、そういう意味では、予算についても配慮しつつ、なおかつ、内容面について、より重視したというような形を取っていただくほうが嬉しいな、とは思っております。よろしく願いいたします。

(会長) ありがとうございます。

(委員) 御殿山生涯学習美術センターは、美術の創作にかなり特化した、全国でも特異な社会教育施設かなと思っておりますが、関係法令の遵守で、文化芸術基本法を入れておく必要はないのかなと気になっております。この基本法は、数年前に改正されたときに、今まで見る芸術・文化から、創る芸術・文化への転換ということもかなり強くうたっていますので、非常にそれに適応した施設だということで、提案いただく業者の方には文化芸術基本法をしっかりと読んでいただけたらなと思うのです。特にこの御殿山生涯学習美術センターについては必要じゃないかなと思うのですが、それはどこかに入っていましたか。

(事務局) 入っていないと思います。委員がおっしゃるとおり、枚方市としては、発表の場として総合芸術文化センターの美術ギャラリーがございまして、創作活動の場として、御殿山の美術センターを開設させていただいた経緯もございまして、関連法令の中に追記させていただく方向で進めさせていただきます。

(委員) 差し支えなければ、他の生涯学習市民センターでも創作的な活動をされている団体はあると思うので、この機会に、関連法令一覧のところに文化芸術基本法をうたっておいていただけたらどうかと思います。

(事務局) かしこまりました。「楠葉・津田」「蹉跎・牧野」についても追記の方向で進めさせていただきます。ありがとうございます。

(会長) ありがとうございます。それでは、以上をもちまして、本選定委員会の日程は全て終了いたしましたので、閉会といたします。

開会 15時35分

(会長) 引き続きまして、第1回枚方市蹉跎・牧野生涯学習市民センター・図書館指定管理者選定委員会を開会いたします。「蹉跎・牧野」についても、「楠葉・津田」「御殿山・菅原」と同じ取扱いとし、説明等は省略させていただきます。まず、事務局から配付資料の確認をお願いいたします。

(事務局) 配付資料の確認でございますが、資料1から資料15、参考資料1から参考資料5となります。そして次に、委員会諮問に関する説明ですが、先ほどと全く同じでございますので、省略させていただきます。「公募」による選定であり、指定管理期間は5年、指定管理料によるものということでございます。

案件(3) ①枚方市立蹉跎・牧野生涯学習市民センター・図書館の施設の概要及び管理運営状況について

(会長) それでは、案件(3) ①施設概要と管理運営状況について、事務局のほうから説明をお願いいたします。

(事務局) 「資料3 管理運営状況及び施設の概要について」を御覧ください。

蹉跎と牧野の2施設につきましては、平成28年の4月から指定管理者による管理運営を始めておりました、今年が導入7年目、次が3回目の指定管理者制度による管理運営となります。1. 施設の概要から御説明いたします。

まず、蹉跎施設でございますが、昭和61年に「蹉跎公民館・蹉跎図書館」として開設し、今年で築36年となります。地上3階地下1階構造で、1階に図書館、2階・3階が生涯学習市民センターでございます。生涯学習市民センターには定員120人のホールや、集会室、料理室、プレイルームがあり、図書館には蔵書約9万1,000冊がございます。

続きまして、牧野施設でございますが、昭和63年に「牧野公民館・牧野図書館」として開設し、今年で築34年となります。蹉跎施設と同様、地上3階地下1階で、1階が図書館、2階・3階が生涯学習市民センターでございます。生涯学習市民センターには定員200人のホールや、集会室、料理室、プレイルーム、図書館には蔵書約11万冊がございます。加えて、牧野生涯学習市民センターには、分館といたしまして牧野北分館がございます。牧野北分館は、平成30年度から指定管理者による管理運営を始めております。延床面積といたしましては、牧野施設の約4分の1程度でございますが、定員250人の集会室、そのほか、会議室・和室・調理室も備えております。築15年と、他のセンターと比較して新しい施設となります。

続きまして、両施設の近年の利用状況について、御説明させていただきます。恐れ入りますが、3ページを御覧ください。

3. 管理運営状況を御覧ください。①蹉跎生涯学習市民センターの直近4か年の利用率でございますが、平成30年度が61.1%、令和元年度が59.8%、令和2年度が46.3%、令和3年度が45.6%となっており、令和3年度の利用率が令和2年度よりさらに落ち込んでいる状況でございます。4ページを御覧ください。

②蹉跎図書館でございますが、5ページを御覧ください。貸出冊数は令和元年度が約30万5,000冊、令和3年度が約28万5,000冊となっており、他の図書館では令和3年度は令和元年度を上回ることが多かったのですが、蹉跎図書館については上回ることはできませんでした。③牧野生涯学習市民センターの直近4か年の利用率でございますが、平成30年度が61.3%、令和元年度が60.2%、令和2年度が47.3%、令和3年度が47.2%となっており、新型コロナウイルス感染症以降、減少したまま推移している状況でございます。④牧野図書館の貸出冊数は、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により前年度より減少いたしましたが、令和3年度は約25万冊と、牧野については令和元年度の実績数約22万冊より5万冊ほど増加しております。8ページを御覧ください。

⑤牧野北分館の直近4か年の利用率でございますが、平成30年度が52.1%、令和元年度が52.2%、令和2年度が48.3%、令和3年度が46.4%となっており、新型コロナ

ナウイルス感染症の影響による大幅な落ち込みはないものの、緩やかに減少し続けている状況でございます。9ページに、3施設の収支状況について記載しておりますので、併せて御参照くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。資料3の説明は以上となります。

(会長) はい、ありがとうございました。御質問等ございますか。

(意見等なし)

(会長) それでは特にあおりにならないようですので、次の案件にうつります。

案件(3) ②枚方市立蹉跎・牧野生涯学習市民センター・図書館の施設の概要及び管理運営状況について

(会長) 次の案件(3) ②募集要項と基本仕様書について、事務局のほうから御説明をお願いします。

(事務局) それでは、資料4募集要項(案)及び資料5基本仕様書(案)に基づき、御説明させていただきます。なお、先ほど御審議いただきました楠葉・津田、そして御殿山・菅原と重複する部分につきましては、大変恐縮では存じますが、説明を省略させていただきます。それでは、「募集要項(案)」から御説明させていただきます。資料4の5ページをお開きください。

「5. 提案上限額」でございますが、11億6,296万7,000円となっております。参考資料3「指定管理料上限額の算定根拠」を御覧ください。

人件費・事業費など、5項目の積算方法は、先ほどから申し上げているとおりで、全く同じ方法で積算しております。(1)人件費は、5年間で8億9,327万4,758円、(2)事業費の5年間は845万6,870円、(3)事務経費5年間6,414万3,490円、(4)維持管理費5年間の総額は1億8,083万9,710円、(5)水道代5年間の総額は1,625万1,175円となっており、(1)から(5)の合計額の上限額は11億6,296万7,000円となったものでございます。応募される事業者には、この金額を上限として、それぞれが積算された金額を提案していただくこととなります。恐れ入ります、資料4募集要項の5ページのほうにお戻りいただけますでしょうか。

「6. 行政財産目的外使用許可の取扱い」では、自動販売機のほか、牧野施設内における「ひらかた人形劇フェスティバル実行委員会事務局」に使用を許可しているスペースについての取扱いについて、説明しております。16ページを御覧ください。

「17. 募集要項・指定申請書・様式等の配布・閲覧」から、「18. 現地説明会及び質疑期間」、「19. 申請書受付」までにおいて、スケジュールを明示しております。楠葉・津田、御殿山・菅原との違いは、先ほども申しましたが、現地説明会の集合時間のみで、あとは全く同じスケジュールで進めさせていただきたいと思っております。22ページをお開きください。

別表2、管理運営状況一覧表でお示ししております、各従事者に求めている要件等については、基本仕様書において詳細に説明しておりますが、牧野施設には他の施設にはない分館、牧野北分館がございまして、牧野北分館の分館長は牧野生涯学習市民センター所長が兼務すること、牧野北分館生涯学習業務リーダーも牧野生涯学習市民センター生涯学習業務リーダーが兼務することとなっております。なお、勤務体制は常時2人体制となっております。また、蹉跎・牧野施設には、現在、図書館1階に総合窓口を設置しており、生涯学習市民センターの窓口業務も1階の総合窓口で行っております。次期の指定管理業務におきましては、総合窓口を中止しまして、楠葉・津田及び御殿山・菅原と同様に、生涯学習市民センターの窓口業務は2階の事務所で行うことといたします。23ページを御覧ください。

別表3といたしまして、利用・運営・収支状況に係る資料を添付しております。

以上が、募集要項に関する御説明となります。恐れ入ります、次に、「資料5基本仕様書(案)」をお開き願います。

基本仕様書につきましても、募集要項と重複する部分及び楠葉・津田、御殿山・菅原と重複しない部分を中心に御説明させていただきます。6ページを御覧ください。⑩でございますが、枚方市地域防災計画において、牧野北分館は災害時における第1次避難所、また、蹉跎施設は災害時ボランティア活動拠点に指定されていること

を踏まえた対応をお願いしております。続きまして、13 ページをお開きください。

(3) 図書館サービス業務の⑨自学自習コーナー（旧市民室サービスコーナー・現ラーニングルーム）運営業務といたしまして、自学自習コーナーにおいて、市民の自学自習を支援する取組等を記載しております。

続きまして、14 ページの矢印の上から4 つ目になりますが、牧野北分館の調理室・和室の利用者数の増加に向けた事業等の提案を行うこと、③実行委員会形式事業といたしまして、(ア)「ひらかた人形劇フェスティバル」におきまして、ひらかた人形劇連絡会・市とともに「ひらかた人形劇フェスティバル実行委員会」に参画し、「ひらかた人形劇フェスティバル」を牧野施設で年1 回開催することとしております。また、(イ)センターまつり事業といたしまして、蹉跎施設で「さだ若葉まつり」、牧野施設で「まきの文化祭」を年1 回ずつ開催するに当たって、それぞれの事業に協力をお願いしております。最後に、24 ページの⑥を御覧ください。

牧野施設と蹉跎施設では選挙の投票所となるため、投票所について協力をすることを明記しております。**別紙5**の説明につきましては、先ほどと重複しますので、省略とさせていただきます。募集要項と基本仕様書に関する御説明は以上となります。ありがとうございます。募集要項と基本仕様書につきまして、今の事務局からの説明に対して、御意見等がございましたら、御自由に御発言いただけますか。

(会長)

(意見等なし)

(会長)

今まで出てきたことについては、当然、この部分についても、事務局のほうで御検討ください。

(事務局)

かしこまりました。

案件 (3) ③枚方市立蹉跎・牧野生涯学習市民センター・図書館の指定管理者選定基準について

(会長)

引き続きまして、最後に、選定基準、(3) の③を議題とさせていただきます。説明をお願いします。

(事務局)

かしこまりました。審査・採点方法にかかる考え方につきましては、重複いたしますので、先ほどからの比率の変更についての御意見も踏まえまして、事務局で持ち帰らせていただきますので、よろしく御願いいたします。内容審査の項目でございますが、図書館については楠葉・津田、御殿山・菅原と全く同じでございますが、生涯学習市民センターの違う部分だけ御確認をいただきたいと考えております。6 ページを御覧ください。

エ) 生涯学習市民センターにおける事業提案の確認事項、25 番です。牧野北分館の調理室・和室の利用者数の増加に向けた事業等が具体的に提案されている、そして、それに伴う加点事項、21 番になります。この2 点のみが変更となっているだけで、他の部分につきましては配点も含めて変わっておりませんので、御報告させていただきます。簡単ではございますが、選定基準に関する御説明は以上でございます。会長、よろしく御願いいたします。

(会長)

先ほどの内容審査と指定管理料の比率の問題は、もちろん事務局で検討するということになっておりますが、それ以外に何かございますか。

(意見等なし)

案件 (5) その他

(会長)

その他、事務局から連絡事項等はございますか。

(事務局)

本日は本当に長時間にわたりまして御審議賜りまして、誠にありがとうございました。次回の生涯学習市民センター・図書館指定管理者選定委員会でございますが、プレゼンテーションという形になりますので、枚方市役所にお越しいただいて、審査いただく形になります。10 月2 日、午前10 時から午後6 時まで、お時間を頂戴している状況でございますが、選定応募数によって、時間が変わってまいります。選定応募数が確定した時点で、集合時間等を決定したいと考えておりますので、よろしく御願いいたします。

2回目の選定委員会の際には、資料として、紙ベースのものをお渡しさせていただきました委員の皆様につきましては、併せて当日、資料をお持ちいただきますようよろしくお願いいたします。

また、施設の現地視察を委員の皆様の中で、御希望の方がいらっしゃいましたら、日程調整させていただきますので、委員会終了後にお申出いただきますよう、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上となります。会長、よろしくお願いいたします。

(会長) はい、ありがとうございました。

(副会長) すみません。ちょっとよろしいですか。

もう既に行革推進課の方には申し上げていますが、プレゼンテーションのときに、枚方市役所さんのほうに参れませんので、ウェブで参加させていただきますので、御了承のほど、よろしくお願いいたします。

(会長) はい、分かりました。土曜日に、長時間にわたりまして御協力いただきまして、本当にありがとうございました。お疲れ様でした。

それでは、これで委員会を閉会させていただきたいと思います。また次回、よろしくお願いいたします。お疲れさまでございました。

(16時00分 閉会)